

茨木市教育大綱

(第3期)

令和7年(2025年)4月 改定

茨 木 市

目 次

- 1 教育大綱の策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 2 教育大綱の対象期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 3 教育大綱の体系図・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 4 教育大綱として位置づける施策・取組・・・・・・・・・・3
 - (1) 子育て（まちの将来像2 施策1）
 - (2) 教育（まちの将来像2 施策2）
 - (3) 生涯学習（まちの将来像3 施策1）
 - (4) 文化芸術（まちの将来像3 施策3）
- 5 大綱における施策・取組の進捗管理について・・・・・・・・・・11

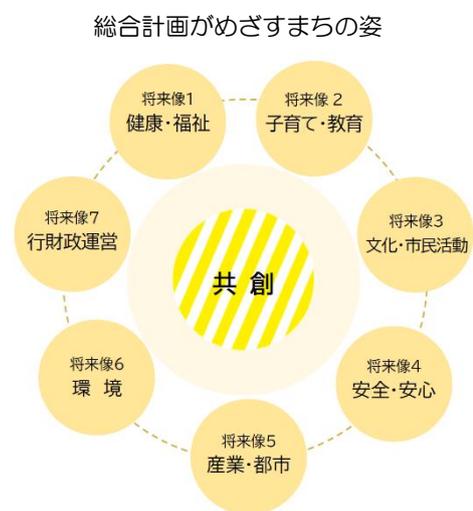
1 教育大綱（第3期）の策定の背景

茨木市では、平成27年に「地方教育行政組織及び運営に関する法律」が一部改正されて以来、第5次総合計画における教育に関する施策・取組を「茨木市教育大綱」として位置づけ、これまでに教育の目標や施策の根本となる方針として「茨木市教育大綱（第1期）」、「茨木市教育大綱（第2期）」を策定し、市長部局と教育委員会が連携を図りながら、さまざまな取組を進めてきました。

こうした中、令和7年3月に「共創のまちづくり」をまち全体へ広げていくまちづくりを中心に据えている「第6次茨木市総合計画」（以下「総合計画」）を新たに策定しました。

総合計画では、共創のまちづくりを進め、みんなが多彩な幸せを実感できる持続可能なまちをめざすため、7つの分野において茨木市がめざす将来像を設定しており、**全ての将来像がその分野の中で完結するのではなく有機的につながり、横断的・複合的な視点を持つこと**で、各将来像が示すまちの姿をめざしています。

この総合計画が、教育に関する個別計画である「第6次5か年計画 茨木っ子プラン ミつくる」とも整合を図った上で策定されていることなどを踏まえ、「茨木市教育大綱（第3期）」を総合計画の前期基本計画に基づいて策定します。



2 教育大綱の対象期間

令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

これは、総合計画前期基本計画の計画期間と整合を図るためです。

3 教育大綱の体系図

茨木市教育大綱は、「総合計画」の「まちの将来像2 子育て・教育」及び「まちの将来像3 文化・市民活動」における、教育に関する施策・取組をもって構成します。

【教育大綱の体系図】

子育て・教育

(1) 子育て

① 乳幼児期のこどもがのびのびと育つ環境づくり

② 生きる力と豊かな感性が育まれる環境づくり

③ 主体性を育む環境づくり

(2) 教育

① 「確かな学力」の育成

④ 学校支援体制の充実

② 「豊かな心」の醸成

⑤ 学校施設の計画的な整備・充実

③ 「健やかな体」の育成

⑥ 教育情報化の推進

文化・市民活動

(3) 生涯学習

① まなびづくり

③ まちづくり

② ひとづくり

④ 図書館サービスの充実

(4) 文化芸術

① これまでの文化の継承、これからの文化の展開

4 教育大綱として位置づける施策・取組

教育大綱として位置づける施策・取組については、「3 教育大綱の体系図」で示したとおり、総合計画における教育に関する施策・取組で構成しており、それぞれの施策の方向性を示すとともに、その施策の実現をめざす取組とその「めざすべき姿」、さらには、市が「取組むこと」を定めています。

なお、総合計画と教育大綱の関連性を明確にするため、教育大綱に定める各施策及び取組には、総合計画における位置づけを括弧書きで示しています。

(1) 子育て（まちの将来像2 施策1）

【施策の方向性】

次世代育成支援行動計画に基づき、ライフステージに沿った施策を展開し、「いばらき版ネウボラ」として、全ての子ども・家庭の状況に応じた切れ目のない支援を行うことにより、子どもの人権や個々の特性が尊重され安心して過ごせる環境や、子どもの健やかな育ちを保障し、安心して子育てができる環境を整えます。

また、今後の子どもの数と保育需要を見極めながら保育の受入体制の整備を進めるとともに、より良い幼児教育・保育の提供を進めていきます。さらに、生きづらさを抱える子ども・若者の早期支援・早期困難解消に向けて、必要に応じて関係機関と支援連携しながら取り組みます。

【取組等】

取組	めざすべき姿	取組むこと
① 乳幼児期の子どもがのびのびと育つ環境づくり (取組2-1-2)	地域での子育てに関する活動を応援し、多様なライフスタイルやニーズに対応した切れ目のない子育て支援サービスの充実が図られています。また、乳幼児期の子どもが健やかに育つよう、子どもの健康に関する取組が充実しています。	教育・保育の提供体制を計画的に整備し、地域子ども・子育て支援事業等のサービスの整備・充実や、経済的負担の軽減など、地域で安心して子育てができる環境づくりを推進するとともに、関係団体が連携・協働し、助け合う体制を推進します。

取組	めざすべき姿	取組むこと
<p>② 生きる力と豊かな感性が育まれる環境づくり (取組2-1-3)</p>	<p>学校・家庭・地域が連携して子どもを育てていくという視点に立った取組が進んでいます。文化・芸術に親しむ機会など、特色のある教育活動が展開されるとともに、子どもが安全に、安心して過ごせる居場所が充実しています。</p>	<p>子ども達の学びや成長を支えるため、学校・家庭・地域が連携して教育コミュニティづくりを進めながら、健やかな心を育む教育活動を充実します。また、社会教育関係団体の支援に努めるとともに、地域や関係機関との連携を強化しながら、子どもの居場所づくりを推進します。</p>
<p>③ 主体性を育む環境づくり (取組2-1-4)</p>	<p>青少年・若者がチャレンジ精神を育むことができるよう体験活動の機会が提供できています。地域で生きづらさや孤立を感じることなく自立した生活を送ることができるよう、地域や関係機関による相談・支援ができる体制が構築されています。</p>	<p>学校・家庭・地域が連携し、青少年・若者が健全に育つよう地域で見守る活動を推進するとともに、地域における居場所づくりや体験機会の提供に取り組みます。また、生きづらさを抱える青少年・若者とその保護者の早期支援・早期困難解消に努めます。</p>

(2) 教育（まちの将来像2 施策2）

【施策の方向性】

こどもたちの「非認知能力（＝茨木っ子力）」の育成を進め、「確かな学力」の育成、「豊かな心」の醸成、「健やかな体」の育成により、これからの社会を生き抜く資質・能力を育むことをめざします。また、学校においてこども達が良好で快適な環境のもとで教育を受けることができる環境を整備するとともに、教職員が安心して働きやすい環境整備を行います。こどもたちの多様な学びの場、多様な居場所づくりと保護者が安心して相談できる場づくりや、保幼小中連携により段差を解消し、就学前から中学校卒業までを見通し、こどもの学びをつなぐとともに、地域における教育コミュニティづくりを進めます。

【取組等】

取組	めざすべき姿	取組むこと
①「確かな学力」の育成 (取組2-2-1)	小中学校が連携して学力向上にかかる組織的・計画的な取組を推進しており、児童・生徒は学習習慣を身につけ、知識や技能を活用して学習に取り組み、学ぶ喜びを実感できています。また、教員の指導力向上にも意識して取り組んでいます。	毎年行われる全国学力・学習状況調査の結果を分析し、学校の授業改善に反映するとともに、言語力向上プロジェクトや非認知能力育成のモデル校が取り組んだ好事例を取り入れた授業を推進します。
②「豊かな心」の醸成 (取組2-2-2)	人権教育や道徳教育、非認知能力育成の取組を充実することにより、一人ひとりの児童・生徒が基本的な倫理観や規範意識を身につけ、学校生活全体の中で自らの大切さや他の人の大切さが認められていることを実感し、安心して学ぶことができます。	人権教育、支援教育の推進や学校行事、校外学習、文化・芸術に親しむ体験活動等、非認知能力の育成の取組の中で、自分の良さや他者の個性や多様性を認め合う機会を多く設け、思いやりつながる力の育成を図ります。

取組	めざすべき姿	取組むこと
<p>③「健やかな体」の育成 (取組2-2-3)</p>	<p>小中学校が作成した元気力向上プランに則り、総合的な元気力の取組が進み、児童生徒の健康への意識や意欲、体力が向上しています。給食では、安全・安心でおいしい給食を安定的に提供するとともに、安全・安心な地元食材の使用回数が増え、的確なアレルギー対応ができています。</p>	<p>学校健診の実施や学校保健統計調査結果の活用により、児童生徒の健康の保持・増進を図ります。毎年の全国体力テストの結果分析を行い、各校の課題に正対した授業改善を図るとともに、授業で楽しみながら体を動かすことで、体力の向上を図り、スポーツに親しむ心を醸成します。また、生徒の健やかな体や心の育成、教職員の負担軽減を踏まえた部活動の地域連携・地域移行に向けた取組を進めます。給食では、地元食材の使用などにより、小・中学校給食における食育の充実努めつつ、アレルギー対応を適切に実施します。</p>
<p>④ 学校支援体制の充実 (取組2-2-4)</p>	<p>児童生徒や保護者の不登校等の様々な不安や悩みに寄り添い、学校と連携して適切に指導支援し、居場所づくりができています。また、全ての教職員の学びや健康増進にかかる取組を支援し、こどもと向き合う時間を確保できるよう環境整備ができています。</p>	<p>多様なニーズに対応できるよう相談体制のさらなる充実を進めます。ふれあいルームでは向陽台高等学校をはじめ、近隣大学、フリースクール、民間団体等との相互連携を充実させます。研修内容を充実させ、教職員の資質向上を図ります。ICT等を活用し、業務の改善や効率化を推進します。</p>

取組	めざすべき姿	取組むこと
⑤ 学校施設の計画的な整備・充実 (取組2-2-5)	こどもたちが安全・安心で快適な環境の中で教育活動を行うことができる環境整備が進んでいます。	老朽化する施設・設備の状況、社会環境や気候変動の影響等を踏まえ、計画的に学校施設・設備を改修・更新します。
⑥ 教育情報化の推進 (取組2-2-6)	主体的な学びや創造性を育む学びのための教育ICT環境が実現されています。ICTを活用することでさらなる校務の効率化が図られ、教職員の負担が軽減されています。	社会環境や生活様式の変化などを踏まえて調査研究し、学校現場において学習及び校務の両面で効果的かつ効果的にICTを活用するための環境を整備します。児童生徒の情報活用能力向上や教職員によるICT活用を支援します。

(3) 生涯学習（まちの将来像3 施策1）

【施策の方向性】

豊かな人生をおくるために、すべての市民が、いつでも、どこでも学ぶことができ、その学びを通して自己実現や生活の質の向上を図り、学んだ成果を地域社会に還元することができる、“学んで楽しい”と思える生涯学習活動のできるまちの実現をめざします。また、これからの時代に求められる社会教育、家庭教育の推進を図るとともに、地域の身近な学習拠点として公民館活動の推進を図ります。図書館において、市民が本や読書に親しむ機会の充実を図るとともに、誰もが自由に知識を得ることができるよう幅広い資料・情報の収集・提供に努め、関係機関との連携やICT等の活用により、図書館機能の充実を進めます。

【取組等】

取組	めざすべき姿	取組むこと
① まなびづくり (取組3-1-1)	すべての市民が生涯学習に取り組むことができるよう、多様な学習ニーズへ対応したメニューや機会が提供され、社会を担う力の向上につながるキャリア向上や社会人が学び直しを図ることのできる環境が整っています。また、情報通信社会の進展に伴う学びの場の環境整備やICTの活用が図られています。さらに、生涯学習センターを拠点に、各地域の関連施設と連携を図り、地域と一体となった生涯学習の推進や生涯学習拠点施設の機能の充実が図られています。	学びの支援のため、様々な施設や関係機関との連携、多様な講座等の開催、生涯学習を行うための環境整備等による生涯学習へのきっかけづくりに取り組みます。また、自己を高めるための学び直しへの支援、ICTを活用した学びの場の提供、生涯学習の情報提供と相談窓口の充実、各地域の生涯学習関連施設を拠点とした生涯学習の推進に取り組みます。

取組	めざすべき姿	取組むこと
② ひとづくり (取組3-1-2)	地域社会における人や団体の連携、協力や協働等を促進し、生涯学習活動を支える担い手が育成されています。また学びづくりやまちづくりの新たな担い手の発掘や育成に努め、学んだ成果が、社会貢献や社会奉仕に繋がり、学習機会の提供や社会活動への参加・参画への支援が整っています。	生涯学習活動団体等に対し、市のイベントの情報提供や、団体等の情報発信する機会の提供に努めます。また、学びや体験の成果をいかし、指導者として活躍できるよう、出番づくりを支援します。さらに、すべての人々が生涯学習活動を行えるよう、学習の支援者の育成や学びの機会提供に取り組みます。
③ まちづくり (取組3-1-3)	地域課題等に対応した学習機会の充実が図られ、団体等の連携・協力により、家庭と地域社会の教育力が高まり、コミュニティづくりが進められています。また、郷土「茨木」に対する誇りや愛着を深めるとともに、地域社会に関する学習機会が提供されています。	各小学校において、放課後子ども教室を地域住民の参画等を得て実施し、こどもたちの安全・安心な居場所の提供に努めます。また、地域課題等の解決に導くことができるよう、健康、人権、男女共同参画等の様々な課題に関する講座の充実や、大学など高等教育機関と連携した講座の拡充を推進します。さらに、地域社会での生活を向上させるための課題意識を持つことができる学習機会の充実に努めます。
④ 図書館サービスの充実 (取組3-1-4)	地域社会における身近な情報拠点として、様々な立場の人が自ら「知る」「学ぶ」ことができ、誰もが気軽に利用できる親しみやすい市民のくらしに役立つ図書館サービスが提供されています。	従来の紙媒体に加え、電子資料など様々な形態の資料・情報を体系的に収集・管理・保存し、提供に努めます。また、進展する情報通信技術(ICT)に対応するサービスを推進し、利便性の向上を図るとともに、市民が気軽に相談できるレファレンスサービスやボランティア・市民・他施設・教育機関との連携や協働により、読書活動推進等図書館サービスの充実を図ります。

(4) 文化芸術 (まちの将来像3 施策3)

【施策の方向性】

だれでも自らの可能性や創造性を試し、ありたい自分になれるまち、誰もが日々の暮らしの中で文化芸術と出会えるまち、自由で広がりのある、茨木市独自の文化が息づくまちをめざし、社会状況が絶えず変化する中でも、市民が心豊かな暮らしを実現します。

【取組等】

取組	めざすべき姿	取組むこと
① これまでの文化の継承、これからの文化の展開 (取組3-3-3)	これまで培われ継承されてきた歴史・文化資源を次世代に受け継ぎつつ、担い手を育成することにより次代の文化芸術の創造につながり、自由で広がりのある、本市独自の文化が息づいています。	こどもが文化芸術にふれる機会の充実、若手芸術家や文化芸術の推進に必要となる専門的人材など文化芸術の担い手の育成に取り組みます。地域住民など多様な主体との信頼関係の構築に努めながら文化財の調査・収集・保存に取り組み、幅広い世代に親しみや魅力を感じてもらえるような普及啓発活動を展開するなど、まちの文化資源の保存と継承を推進します。

5 大綱における施策・取組の進捗管理について

総合計画に掲げる各施策を効果的に進めていくため、施策の進捗状況や社会情勢、財政状況などを踏まえて、毎年、当該年度以降の5年間に取り組む具体的な事業の計画（実施計画）を作成しています。

また、総合計画の進捗状況を把握するため、毎年、外部有識者の意見を反映した施策評価を実施しています。

そこで、教育大綱として位置づけた4施策 14取組についても、実施計画及び施策評価において、その進捗状況を見極めるとともに、施策の実現及び取組の目標達成に向けて、今後とも、市長部局と教育委員会が連携して取り組むこととします。

なお、これらの取組については、総合教育会議においても報告し、共有することとします。

茨 木 市 教 育 大 綱

発行日 令和7年 4月

発 行 茨木市

編 集 茨木市 企画財政部 政策企画課

〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号

TEL. 072-622-8121 (代表)